

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述のうち、無線局の予備免許を受けた者が総務大臣から指定された工事落成の期限（工事落成の期限の延長があったときは、その期限）経過後 2 週間以内に電波法第 1 0 条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出をしないときに、総務大臣から受ける処分に該当するものはどれか。電波法（第 1 1 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を拒否される。
- 2 無線局の予備免許を取り消される。
- 3 速やかに工事を落成するよう命ぜられる。
- 4 工事落成期限の延長の申請をするよう命ぜられる。

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第 1 8 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第 1 7 条（変更等の許可）第 1 項の規定により A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注 1）又は登録外国点検事業者（注 2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C を省略することができる。

注 1 電波法第 2 4 条の 2（検査等事業者の登録）第 1 項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第 2 4 条の 1 3（外国点検事業者の登録等）第 1 項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	検査の結果	その一部
2 無線設備の設置場所	検査の結果	当該検査
3 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	点検の結果	当該検査
4 無線設備の設置場所	点検の結果	その一部

[3] 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第 2 0 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 満足な指向特性が得られること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すものがないこと。

[4] 次の記述は、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 A 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで B することができるものをいい、 C を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、 A に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

	A	B	C
1	送信周波数帯	低減	高調波発射及び低調波発射
2	必要周波数帯	除去	高調波発射及び低調波発射
3	必要周波数帯	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
4	送信周波数帯	除去	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積

[5] 次の記述のうち、高圧電気（注）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設の条件に適合するものはどれか。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- その高さが人の歩行その他起居する平面から2メートル以上のものでなければならない。ただし、2メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。
- 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合は、この限りでない。

[6] 次の記述は、無線従事者の免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を A していなければならない。
- ② 無線従事者は、 B に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。） (2) 写真1枚
- (3) B の変更の事実を証する書類（ B に変更を生じたときに限る。）
- ③ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から C にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

	A	B	C
1	携帯	氏名	10日以内
2	無線局に保管	氏名	1箇月以内
3	携帯	氏名又は住所	1箇月以内
4	無線局に保管	氏名又は住所	10日以内

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許状記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、 B は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数	遭難通信
3 無線設備	電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 無線設備	電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信

[8] 無線機器の試験又は調整のための無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第57条）及び無線局運用規則（第22条及び第39条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 3 無線局は、無線機器の試験又は調整中は、しばしば、周波数の偏差が許容値を超えていないかどうかを確かめなければならない。
- 4 無線局は、無線機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその電波の発射を中止しなければならない。

[9] 次の記述のうち、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときに、総務大臣が当該無線設備を使用する無線局（登録局を除く。）の免許人に対して行うことができる処分に該当するものはどれか。電波法（第71条の5）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を取り消す。
- 2 電波の発射の停止を命ずる。
- 3 無線局の運用の停止を命ずる。
- 4 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずる。

[10] 次の記述は、電波の質等について述べたものである。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の A B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が①の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して C 電波の発射の停止を命ずることができる。

	A	B	C
1	偏差及び幅	高調波の強度等	臨時に
2	偏差及び幅	空中線電力の偏差等	3箇月以内の期間を定めて
3	偏差	高調波の強度等	3箇月以内の期間を定めて
4	偏差	空中線電力の偏差等	臨時に

[11] 無線従事者があるその免許を取り消されることがあるときに関する次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 2 正当な理由がないのに、無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 3 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

[12] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状について述べたものである。電波法（第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 A その免許状を返納しなければならない。
- ② 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を B ものとする。
- ③ 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- ④ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたとき、又は免許状の再交付を受けたときは、 C 旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	1箇月以内に	届け出る	1箇月以内に
2	遅滞なく	届け出る	遅滞なく
3	遅滞なく	申請する	1箇月以内に
4	1箇月以内に	申請する	遅滞なく